令和３年(2021 年)11 月【第５号】

寝屋川市

クリーンセンターだより

発行：編集／寝屋川市 環境部 環境事業課　　問い合せ　TEL 072-820-7400

寝屋川市クリーンセンター
旧焼却施設の解体工事進捗状況

本年６月に「クリーンセンターだより」でお知らせしました、旧焼却施設解体工事において土壌汚染の事前調査を行った結果は、特定有害物質の「鉛」及び「ダイオキシン類」が基準値を上回る数値であることを確認（５月末日）したものでした。

これを受け、本年７月から土壌汚染の範囲と深さの把握のため詳細調査を実施し、９月中旬にその結果（裏面）を確認しました。

今後、土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例などに基づき、適切に土壌汚染対策を講じてまいります。

なお、土壌汚染の対策工事により、旧焼却施設解体工事の工期は、令和３年９月 30 日から令和４年３月 31 日に変更となります。

引続き、解体工事等の施工に際しては、万全の安全対策を講じてまいりますので、御理解・御協力をお願い申し上げます。

回覧										
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

１．詳細調査の結果

「鉛」及び「ダイオキシン類」が同一地点で、措置対象面積は 14.05 ㎡、汚染土壌深度は、鉛が 1m、ダイオキシン類が 17.5 ㎝であることが確認され、汚染土の重量は約 25 t

【参考】事前調査の結果

①「鉛」が、１地点(10m×10m)で基準値を超過（830mg/kg＞150mg/kg）

②「ダイオキシン類」が、５地点(10m×10m×５か所)で基準値を超過

(1,500pg-TEQ/g＞1,000 pg-TEQ/g)

２．土壌汚染の措置方法

① 汚染範囲の土壌を掘削し、２重構造のフレキシブルコンテナに入れ、運搬車両へ積込み、処分施設に搬出

② 処分施設において、選別工程による洗浄等の浄化を実施

③ 埋め立て判定基準以下に浄化した上で最終処分場に埋め立て

３．今後の予定
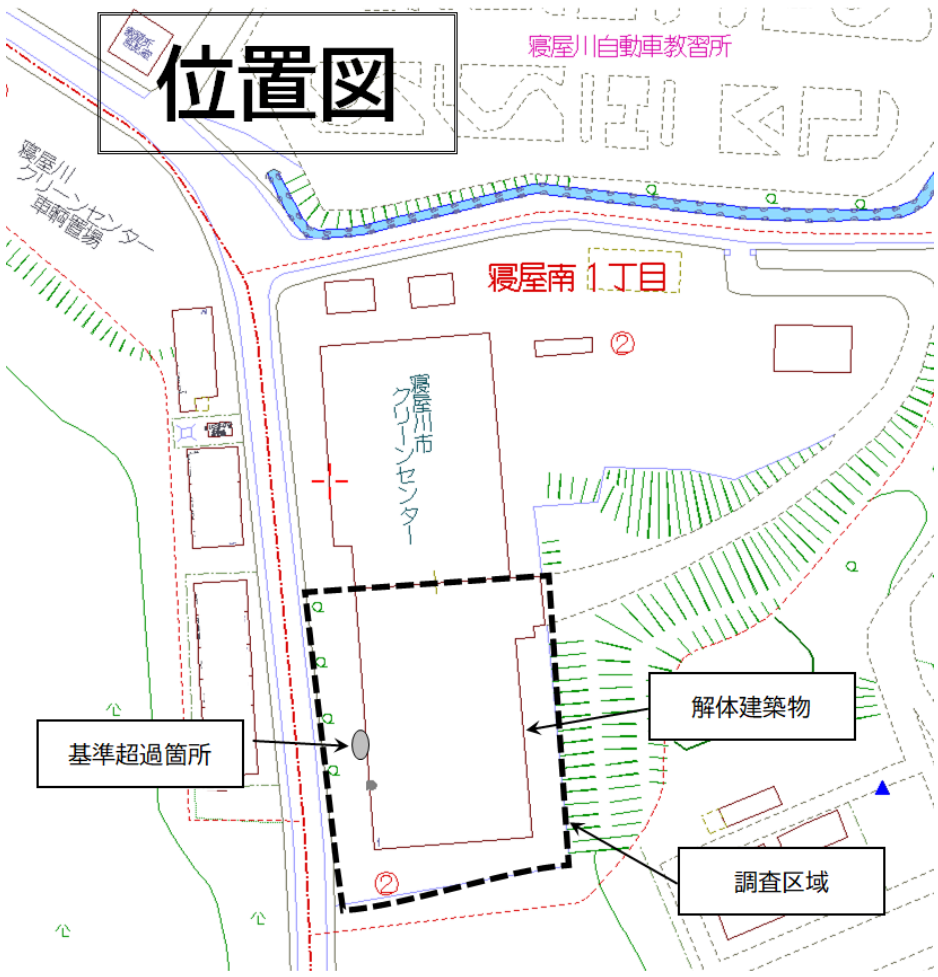
土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例などに基づき、令和４年１月頃から土壌汚染の除去等を実施する予定です。